障害給付額表

〔別表〕

等級（給付割合）	身体障害	1口あたりの給付金額
第1級（高度障害）（10割）	①両眼の視力を全く永久に失ったもの　②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの　③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの　④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの　⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの　⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの　⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの　⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100万円
第2級（7割）	⑨1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの　⑩10手指を失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの　⑪1肢に第3級の⑭から⑯までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の⑭から⑯までまたは第4級の㉒から㉖までのいずれかの身体障害を生じたもの　⑫両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70万円
第3級（5割）	⑬1眼の視力を全く永久に失ったもの　⑭1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの　⑮1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの　⑯1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの　⑰10足指を失ったもの　⑱脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50万円
第4級（3割）	⑲両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの　⑳言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの　㉑中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの　㉒1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの　㉓1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの　㉔1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの　㉕1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの　㉖1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの　㉗10足指の用を全く永久に失ったもの　㉘1足の5足指を失ったもの	30万円
第5級（1.5割）	㉙1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの　㉚1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの　㉛1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの　㉜1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの　㉝1足の5足指の用を全く永久に失ったもの　㉞両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの　㉟1耳の聴力を全く永久に失ったもの　㊱鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの　㊲脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	15万円
第6級（1割）	㊳1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの　㊴1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの　㊵1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの　㊶1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの　㊷1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの　㊸1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの　㊹1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10万円

加入者（被保険者）のみなさまへ
福祉団体定期保険は契約者…鳥栖商工会議所、被保険者…当商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者…当商工会議所の会員とした保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」、当パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。

福祉団体定期保険 令和6年度引受保険会社および引受割合

この保険契約は右記の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務をおこないます。引受保険会社は、各ご加入者の加入保険金額・給付金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。また、引受保険会社および引受割合は将来、契約者（鳥栖商工会議所）の決定により変更することがあります。（保険期間中でも変更される場合があります。）

アクサ生命保険株式会社〔事務幹事会社〕（84.24%）
大同生命保険株式会社（15.76%）

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。　生命保険契約者保護機構 https://www.seihohogo.jp/ TEL 03-3286-2820

■このパンフレットは令和6年12月時点の制度内容に基づき記載しております。制度内容は将来変更されることがあります。

［お問合せ先］
鳥栖商工会議所
〒841-0051　鳥栖市元町1380-5
TEL 0942-83-3121

［福祉団体定期保険引受保険会社 事務幹事会社］
アクサ生命保険株式会社
〒108-8020　東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777（代表）

［取扱店］
アクサ生命保険株式会社　佐賀営業支社 鳥栖分室
〒841-0051　鳥栖市元町1380-5　鳥栖商工会議所3F
TEL 0942-82-9657　FAX 0942-82-9658

AXA-A1-2501-1003/402

会員事業所 のみなさまへ

福祉の充実で企業に繁栄を

鳥栖商工会議所共済制度

ご加入のおすすめ

災害保障特約付 福祉団体定期保険

【個人情報のお取扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

①ご加入者の個人情報（氏名・性別・生年月日等）は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所（事業主）から当商工会議所に提供されます。

②当商工会議所は、会員事業所（事業主）より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している福祉団体定期保険契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社（以下、「アクサ生命」という）および他の生命保険会社（以下、「共同取扱会社」という）にこれを提供します。

③アクサ生命および共同取扱会社（以下、「引受保険会社」という）は、当商工会議所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を各種保険契約の引き受け・継続・維持管理その他保険に関連・付随する業務のために使用し、また各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実に使用する場合があります。アクサ生命は、当商工会議所をはじめ事業主、共同取扱会社ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。

④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当商工会議所および引受保険会社においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取扱われます。

⑤福祉団体定期保険契約の引受保険会社が変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえ、お申込みください。
※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

鳥栖商工会議所共済制度は、鳥栖商工会議所が、アクサ生命保険株式会社および共同取扱会社と締結した福祉団体定期保険（災害保障特約付）を会員のみなさまにご利用いただくものです。

鳥栖商工会議所

鳥栖商工会議所共済制度の内容

保障内容

お支払事由 ＼ 口数			5口	4口	3口	2口	1口（61歳~70歳のみ）
災害保障特約付福祉団体定期保険	不慮の事故*により	死亡されたとき **<死亡保険金+災害保険金>**	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円
		所定の高度障害状態（〔別表〕第1級）のいずれかになられたとき **<高度障害保険金+障害給付金(10割)>**	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円
		所定の身体障害状態（〔別表〕第2級～第6級）になられたとき **<障害給付金>**	350万円~50万円	280万円~40万円	210万円~30万円	140万円~20万円	70万円~10万円
		5日以上入院されたとき （同一事故による入院は通算120日限度（注）） **<入院給付金>**	1日につき7,500円	1日につき6,000円	1日につき4,500円	1日につき3,000円	1日につき1,500円
	*以外により	死亡または加入日以後の傷害または疾病により所定の高度障害状態（〔別表〕第1級）のいずれかになられたとき **<死亡保険金・高度障害保険金>**	500万円	400万円	300万円	200万円	100万円

（注）更新前の入院日数を含みます。
*保険期間中に加入者（被保険者）が上記お支払事由に該当されたとき、保険金・給付金をお支払いします。
*災害保険金、障害給付金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当されたときにお支払いします。
*災害保険金は加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因として死亡された場合にもお支払いします。
*障害給付金は〔別表〕障害給付額表に定めるいずれかの身体障害に該当された場合に所定の給付割合でお支払いします。（通算10割限度）
鳥栖商工会議所独自の給付制度
既契約事業所へ健康診断割引券の発行（制限あります）

鳥栖商工会議所独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。
詳細は「自家給付制度」規約にてご確認ください。

時効について…給付制度については、これらを行使することができる時から3年間となり、行使しないときは消滅します。（加えて本制度への加入が継続している場合に限り給付対象となります）

月額掛金

※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

保険年齢	性別	5口	4口	3口	2口	1口
15歳～35歳	男性	2,380円	1,904円	1,428円	952円	
	女性	2,135円	1,708円	1,281円	854円	
36歳～40歳	男性	2,510円	2,008円	1,506円	1,004円	
	女性	2,340円	1,872円	1,404円	936円	
41歳～45歳	男性	2,725円	2,180円	1,635円	1,090円	
	女性	2,455円	1,964円	1,473円	982円	
46歳～50歳	男性	3,080円	2,464円	1,848円	1,232円	
	女性	2,715円	2,172円	1,629円	1,086円	
51歳～55歳	男性	3,615円	2,892円	2,169円	1,446円	
	女性	3,025円	2,420円	1,815円	1,210円	
56歳～60歳	男性	4,375円	3,500円	2,625円	1,750円	
	女性	3,345円	2,676円	2,007円	1,338円	
61歳～65歳	男性					1,137円
	女性					768円
66歳～70歳（更新のみ）	男性					1,502円
	女性					908円

*掛金は、加入または更新される年の4月1日における加入者の年齢に応じて決まり、加入時または更新時から適用されます。
*保険年齢とは、加入または更新される年の4月1日における加入者の年齢のことをいいます。（年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6ヵ月を超えるものについては切上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切捨てます。）
*掛金は、福祉団体定期保険の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

税法上のお取扱い

法人の場合
法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。（法基通9-3-5）（所基通36-31の2）

個人事業主の場合
個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。（直審3-8）（所基通36-31の2）

記載の税務についてのお取扱いは令和6年12月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

鳥栖商工会議所共済制度の取扱い

保険期間

保険期間は1年間（令和7年4月1日～令和8年3月31日）で、毎年自動的に更新されます。

加入資格・条件

1.鳥栖商工会議所会員（特別会員を含む）の役員・事業主・従業員（家族従業員を含む）で令和7年4月1日現在年齢が14歳6ヵ月を超え65歳6ヵ月までの方で、加入（増額）することに同意した方が加入できます。
ただし、60歳6ヵ月までの方は2口～5口、60歳6ヵ月を超える方は1口のお取扱いとなります。なお、65歳6ヵ月を超える方は70歳6ヵ月まで更新のみできます。

2.新規加入または増額を申込まれる方は、申込日（告知日）現在、正常に就業している方*に限ります。注意喚起情報に記載された留意事項を必ずお読みのうえ、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いします。
①加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、下表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上の入院をしたことがありますか。
②加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、下表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。

心臓病（心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症）、高血圧症、脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血）、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病（肝炎・肝硬変）、腎臓病（腎炎・ネフローゼ・腎不全）、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

*申込日（告知日）現在、正常に就業している方とは加入（増額）申込日（告知日）現在、次の状態にある者を除いた方です。
・傷病により公休・休暇などで欠勤している方
・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方（「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など）

3.上記1・2の要件を満たす方全員のご加入が必要となる商品です。
4.当商工会議所を脱会された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのですみやかに脱退手続をお取りください。
5.入会申込みと同時（同日）に本共済制度のお申込みをいただきました場合、万一入会できませんでした際は、本共済制度のご加入もできません。

加入日（効力発生日）

加入申込月の翌々月1日から効力が発生します。

掛金のお払込み

初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。
ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以降の保障はなくなります。

加入（増額）・脱退手続

加入（増額）の場合は、所定の加入申込書兼告知書（保険金額変更申込書兼告知書）により、当商工会議所にお申込みください。
加入者がこの制度から脱退される場合は、当商工会議所にご連絡ください。
なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

加入者票の発行

加入者に対しては、「福祉団体定期保険加入者（被保険者）票」を発行します。

保険金などの受取人・請求

1.保険期間中に加入者（被保険者）がお支払事由に該当されたとき、保険金・給付金などをお支払いします。所定の書類により請求手続をおこなってください。なお、保険金・給付金などのお支払事由に該当された場合だけでなく、保険金・給付金などのお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当商工会議所にご連絡ください。
2.保険金・給付金の受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者（被保険者）の同意を得て指定していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡された場合は、遺族の了知を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になられたとき、不慮の事故で障害を受けられたとき、入院されたときは、加入者の了知を得てご請求ください。死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした場合、死亡または所定の高度障害状態になられたときに福祉団体定期保険は消滅したものとして取扱います。この場合、鳥栖商工会議所共済制度からは脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当されてもその他の保険金・給付金の給付のお支払いはありません。

配当金

福祉団体定期保険部分について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。
ただし、中途で脱退された方についての配当金はありません。

保険金・給付金をお支払いしない場合など

福祉団体定期保険について、次のような場合には保険金などをお支払いできない場合がありますので特にご注意ください。

●詐欺行為による加入・更新があった場合に、その加入者（被保険者）の加入・更新が取消しとなった場合
●保険金などの不法取得目的による加入・更新があった場合に、その加入者の加入・更新が無効となった場合
●契約者・加入者・保険金受取人が、保険金などを詐取する目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたときや、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約の全部またはその加入者の部分が解除された場合

●死亡保険金・高度障害保険金について
①加入者が加入日から1年以内に自殺したとき
②契約者・保険金受取人の故意によるとき
③契約者または加入者の故意または重大な過失により、事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたとき
④戦争その他の変乱によるとき
⑤加入者の故意により高度障害状態になられたとき

●災害保険金・障害給付金・入院給付金について
①契約者または加入者の故意または重大な過失によるとき
②受取人の故意または重大な過失によるとき
③加入者の犯罪行為によるとき
④加入者の精神障害を原因とする事故によるとき
⑤加入者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
⑥加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
⑦加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
⑧地震、噴火、または津波によるとき
⑨戦争その他の変乱によるとき

（注）増額された場合の増額部分については上記の「加入」とあるところを「増額」と読み替えてください。